入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和元年７月２６日

東広島市長　髙垣　廣徳

１　入札に付する事項

（１）物品・委託役務の名称	令和元年度指揮車及び予防査察車（その２）
（２）物品・委託役務管理番号	18310045
（３）物品委託役務内容	指揮車１台、予防査察車１台の購入
（４）納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和２年３月１１日まで
（５）納入・履行（就業）場所	東広島消防署及び東広島市消防局
（６）予定価格	非公表
（７）最低制限価格	なし
（８）入札方式	一般競争入札
（９）入札区分	紙入札
（10）使用する契約約款	製作物供給契約約款
（11）契約種別	総価契約
（12）収入印紙	要

２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	買入れ・製作
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成31年1月25日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（1）のいずれにも該当しないこと。

３　その他の入札条件

（1）入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円単位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

4　日程等

手続き等		期間・期日等	場所・留意事項
ア	公告日	令和元年７月２６日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「６問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ	仕様書及び見本等閲覧期間	令和元年７月２６日～ 令和元年８月２０日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無　：　無
ウ	同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号。以下「入札心得」という。）別記様式第２号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ　質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ	同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ	質問書提出期間	令和元年７月２６日～ 令和元年８月２日 （午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第１号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 消防局　警防課（発注担当課） 東広島市西条町助実１１７３番地１ 電話番号　082-422-5648　／ファックス番号　082-422-7248 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ	回答書閲覧期間	令和元年８月７日～ 令和元年８月２０日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ	入札期間	令和元年８月１６日～ 令和元年８月１９日 （午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。(ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。) 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク	開札日時	令和元年８月２０日 午前10時50分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町８番２９号　本庁本館４階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（１回目）を実施するものとする。再度の入札（１回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（１回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（１回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（２回目）を行う。 再度の入札は、２回目まで行う。

5　資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

（１）提出書類

書類の区分		提出書類（○印）	備考
ア	入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書		
エ	配置予定技術者届出書		
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ	法令等による登録等を確認するための資料		
ク	その他		

（２）提出部数は、１部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
（３）提出期限
（４）提出先　「６　問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。
（５）その他
入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6　問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課　物品役務係
東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）
電話番号　０８２－４２０－０９３０
ファックス番号　０８２－４３１－００７７

令 和 元 年 度

指　揮　車
及び
予 防 査 察 車
（その２）
仕　様　書

東広島市消防局

第１　総則

１　この仕様書は、東広島市消防局（以下「本市」という。）が令和元年度に購入する指揮車及び予防査察車（以下「車両」という。）の製作に必要な仕様について定める。

２　車両の製作は、この仕様書及び製作承認図等（契約後受注者にて製作すること。）によるものであること。

３　車両（付属品及び積載品を含む。）は、すべて新規製品で、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）及び道路運送車両法の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）に適合し、緊急自動車として、承認が得られるものであること。

４　この仕様書において指定したもの以外の装備品等については、メーカーが公表した標準装備品等を装備するものとすること。

５　車両製造工場については品質管理システム（ＩＳＯ９００１認証取得）を構築していること。

６　受注者は、詳細について本市担当者と打ち合わせを行い、契約を締結した日から６０日以内に、第２提出書類の１で定める書類を提出し、承認を得た後に製作に着手すること。

７　受注者は、前の６で承認を得た書類に変更が生じたときは、事前に、変更後の書類を提出し、本市の承認を得なければならない。

８　受注者は、本仕様を十分熟知のうえ契約するものとし、製作中に疑義が生じたときには、本市担当者に連絡し、その指示又は承認を受けること。

９　受注者は、製作にあたり、この仕様書を変更する必要が生じたときには、本市担当者と打ち合わせの上、変更承認図を提出し、承認を得ること。

10　受注者は、製作全般にわたり、厳重な検査を実施すること。

11　受注者は、設計・製作・材料・部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。

12　車両の完成納入時に次の検査を実施するものとする。また検査の際には艤装及び車両メーカーの責任者を立ち会わせること。

⑴　走行性能検査

⑵　車両内外の構造検査

⑶　艤装検査

⑷　付属品及び積載品等の検査

13　受注者は、車両納入後においても、本車両に係る本市担当者からの修理及びクレームの要請に直ちに対処するものとする。

14　受注者は検査において、この仕様書に適合しないと認められた箇所及び部品については、無償で取替え又は修理を行うこと。

15　車両の保証期間は、納入後１年間とする。ただし、メーカー等で定める保証期間が1年以上の場合は、メーカーの定める期間とする。また、保証期間経過後においても、設計不良、工作不良又は材質不良に起因する故障が生じたときには、発注者の指示により、受注者において無償で修理又は取り替え等その他の必要な補償を行うこととする。

16　その他艤装部分、積載品、附属品等については、納入日から起算して各メーカー規定の保証期間とする。

17　受注者の責任

⑴　受注者は、本仕様をよく検討して十分熟知の上契約するものとし、契約後における一切の疑義はすべて本市の解釈に従うものとする。

⑵　本仕様の変更を必要とするとき又は疑義が生じたときは、本市担当者に連絡し、その指示を受けるものとする。その際は、確認の図書等を取り交わし、事後間違いのないようにすること。

⑶　受注者は各車両の納入までに発生した事故に対して、その責任を負うものとする。

第２　提出書類

１　受注者は、契約を締結した日から６０日以内に、次の書類を各２部提出すること。

⑴　製作工程表

⑵　製作承認図（前、後、両側面、上部の５面図）

⑶　諸元明細表

⑷　特殊装備部分の電気配線図

⑸　消費電力一覧表

⑹　その他本市が指示するもの

２　受注者は、納入時に次の書類を提出すること。

⑴　自動車検査証　１部

⑵　車両取扱説明書及びパーツリスト　各２部

⑶　写真（電子データ含む）　各２枚

ア　正面及び後面

イ　左右側面

ウ　積載品、付属品等

⑷　その他本市が指示するもの

第３　購入台数

２台（指揮車１台、予防査察車１台）

第４　納入期限

令和２年３月１１日（水）

第５　納入場所

東広島消防署及び東広島市消防局

・東広島消防署に指揮車１台（東広島市西条町助実１１７３番地１）

・東広島市消防局に予防査察車１台（東広島市西条町助実１１７３番地１）

第６　車両概要

１　車両は、災害用資機材を積載して緊急走行ができるワゴンタイプのもので、令和元年式の国産車両とする。

２　車種：三菱自動車　デリカＤ：５（同等品以上）

３　車両主要寸法

車両の寸法は、車体のみの寸法とし、艤装部分は含めないこと。

⑴　全長：４，７９０mm以下

⑵　全幅：２，１１０mm以下（ドアミラー展開時）

⑶　全高：１，８７０mm以下

⑷　最低地上高：２１０mm以上

４　エンジン型式は排気量２，３００ｃｃ以上の水冷ガソリンエンジンとし、駆動方式は四輪駆動、変速方式はオートマティックトランスミッション方式又は自動無段変速方式とすること。

５　乗車定員は、８名以上とすること。

６　安全装置として、ＳＲＳエアバッグ（運転席・助手席）及びＡＢＳ装置を装備すること。

７　エアコン等メーカー標準装備品は、全て装備すること。

８　冠水道路等の悪路の走行性可能な地上高を確保すること。

９　２列目、３列目シートはフルフラットが可能な構造とし、フルフラット時には室内に長さ１，８００mm以上、幅１，１７０mm以上のスペースが確保できること。

10　タイヤはオールトレインタイヤとすること。

第７　車体の構造

１　車両は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。

２　車両は、堅ろうにして長期の使用に十分耐え得るものであり、強度を損なうことなく軽量化を図るとともに使用取扱い上の安全性及び操作性、点検、修理等の維持管理を十分考慮したものとすること。

３　使用する材料は、全て新規製品、日本工業規格等に基づき、精選された耐久性に富むものを使用すること。

第８　艤装等

１　車両関係

⑴　車室は堅ろうな天蓋及びドアを有すること。

⑵　乗車人員の走行時における安全確保に必要なシートベルトを設けること。

２　艤装、取付品等

艤装、取付品等については、指揮車については別表１、予防査察車ついては別表２とし、ほかの掲げるものについては次のとおりとする。

⑴　ルーフ前方中央部に赤色警光灯（スピーカー（前後向き）が内蔵されているもの）を取り付けること。

⑵　赤色警光灯スイッチは電子サイレンアンプに組み込むこと。

⑶　電子サイレンアンプ（警鐘の擬似音を発することができ、かつ、拡声装置としても使用できるものであること。専用マイク付き。）を設置すること。取り付け位置等は別途協議とする。

３　積載品、付属品等

積載品、付属品等については、指揮車については別表３、予防査察車については別表４に掲げるものとする。

4　電装関係

⑴　バッテリー容量は、走行用及び特殊装備品の使用に対し、十分な容量を確保すること。受注者は、車両納入後においても、本車両に係る本市担当者からの修理の要請に直ちに対処するものとする。

⑵　赤色警光灯及び無線機器等の特殊電装品の電源関係は、ＡＣＣ以上で通電すること。ただし、無線機のメモリー用電源についてはこの限りではない。

5　運転席まわりの仕様

本市担当者の指示する位置に室内灯（２０W程度）１個及びキャビン内の助手席左上部に方向自在式のスイッチ付きＬＥＤスポットライト（１５W程度）を各１個取り付けること。

第９　無線機装置移設

1　無線アンテナは、車体上部に固定し、同軸ケーブルを車内まで配線すること。屋根の取付品については、緩衝ゴムを使用し屋根裏には補強板をあて、確実に取り付けること。なお、貫通部分には、漏水防止を十分に施すこと。

2　更新対象車両の消防無線機を取り外して、当該車両に移設すること。なお、電源はメインスイッチで起動すること。

3　消防専用電話装置用のスピーカーを助手席側ダッシュボード下部に設けること。

4　無線ノイズ防止用アースボンディングを設置すること。

5　移設の日程に関しては、本市担当者と協議の上、決定することとする。

※下表参考のこと（車両名及び登録番号は現時点のもの）

無線機移設元			無線機移設先	
車両名	登録番号		車両名	登録番号
東広島指揮１	広島 800 さ 4333	→	新車（当該車両）	―
東広島予防１	広島 800 す 1201	→	新車（当該車両）	―

第 10　塗装及び記入文字

1　塗装

車両は朱色（消防指定色）とし、塗料はＶＯＣ（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。

⑴　朱色塗装は、素地調整（研磨）を十分に行いプライマー塗り、水研ぎ、サフェーサー塗りを施し、上塗りを３回以上行うこと。

⑵　車体下まわりは、黒色塗装等により腐食に耐えるように被覆すること。

⑶　朱色塗装部分は、磨きが十分できていること（鏡面仕上げ）。

⑷　朱色はウレタン系にて熱風乾燥又は焼き付けとすること。

⑸　タイヤホイル、ステンレス及びアルミ使用部は、無塗装とすること。

⑹　車体側面及び後面に５０mm程度の赤色の再帰性に富んだ反射材（型番ＰＸ９４７２AMB　同等品可）を備え付けること。

2　記入文字

記入文字の書体は丸ゴシック体とし、次のとおりとすること。大きさ及び位置については本市と別途協議する。なお、記載している文字の大きさを基準とし、各記入位置に対しバランスよく表示すること。詳細については、別途協議とする。

⑴　左右フロントドア部

「東広島市消防局」２箇所記入すること。

書き方　左書き（左から右とする。）

文字色（１文字）　白文字

大きさ　縦１００mm×横１００mm

⑵　左右フロントドア下部

車両記号

ア　指揮車については「指揮１」２箇所記入すること。

イ　予防査察車については「予防１」２箇所記入すること。

書き方　左書き（左から右とする。）

文字色　反射白文字

大きさ（１文字）　縦７０mm×横６０mm

⑶　左右後部中央（窓枠直下）

ア　指揮車「Command car」２箇所記入すること。

イ　予防査察車については「Inspection car」」２箇所記入すること。

書き方　左書き（左から右とする。）

文字色　反射白文字

現物合わせ

⑷　車体上部

対空文字

ア　指揮車については「東広指１」と記入する。

イ　予防査察車については「東広査１」

書き方　横書き（左から右とする。）

文字色　白文字

現物合わせ

⑸　ステッカー

車両側面フロントドア外側に別表５に定めるエンブレムのステッカーを貼り付けすること。

第11　検査

１　車両の納入に際しては、新規登録後、本市担当者が次の完成検査及び試験を実施するものとする。

なお、公的機関の認定品又は試験成績書があるものについては、これを省略する場合がある。

⑴　走行検査

⑵　車体の構造及び艤装状況の検査

⑶　積載品・装備品の装着・架装状況及び品数の確認

⑷　その他本市が必要と認める検査

2　受注者は、車両の製作に際し、製作工程表に基づき、各工程(組立中、塗装後)の写真を提出するものとし、この仕様に基づき、疑義が生じた場合には、必要に応じて中間検査を行うものとする。

3　検査の日程等については、協議の上、決定するものとする。

第12　登録及び廃車手続き

1　車両登録は、発注者が行う完成検査後、受注者が行うものとし、登録に関する一切の経費は受注者が負担する。ただし、車両登録に関する登録手数料（印紙代)、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険の費用及び自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は、受注者が立替払いし、完成検査終了後に別途発注者がこれを受注者に支払うものとする。

2　受注者は、納入前に広島県公安委員会へ緊急車両届出確認証を提出し、承認を受けること。

3　下表の不用車両２台を廃棄処分すること。ただし、本市の事情により、新車両納入の日に不要車両の引き渡しが不能となった場合及び譲与する場合は 、この限りでない。

⑴　不用車両の廃棄手続きは、受注者が行うものとし、廃車に関する一切の経費は受注者が負担する。

⑵　永久抹消登録完了後は、速やかに当該抹消登録証明証の原本を本市担当者へ提出すること。

⑶　不用車両の車体に表示してある名称等を消去及び赤色警光灯・サイレンアンプを取り外し、引渡し後において発注者に一切迷惑をおよぼすことのないように処理すること。名称等の消去後は、当該箇所を写真撮影のうえ、本市担当者へ提出すること。

⑷　不用車両の引渡しは、原則として新車両納入日とする。

⑸　旧車両の自動車検査証の有効期限は、次のとおり。

車名	登録番号	初年度登録	有効期限	車台番号	型式
日産	広島800 さ4333	平成13年3月	令和3年3月18日	LR50027256	ＧＦ-ＬＲ50
三菱	広島800 す1201	平成13年3月	令和3年3月11日	H77W0209632	ＧＨ- Ｈ７７Ｗ

第13　その他

1　納入時までに同等以上の性能を有する新開発・販売された資機材等を備える場合は、本市担当者と協議し、承認を得ること。

2　取付品、積載品、付属品等の取り付けは、堅ろうで機能確実かつ操作しやすいものとすること。

3　走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないよう安全に固定させ、かつ、容易に積み下ろしができるように積載し、細部については本市担当者の指示を受けること。

4　艤装、取付品等において同等以上の性能を有するもので応札する場合は、本市担当者に性能資料等を提出して、承認を得ること。

5　納入場所までの運搬費は、受注者が負担するものとする。

第14　問い合わせ

東広島市消防局警防課（発注担当課）

電話　　０８２－４２２－５６４８
ＦＡＸ　０８２－４２２－７２４８
E-mail　hgh225648@city.higashihiroshima.lg.jp

別表１　（指揮車）

※　下表の規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。（ウイレン製除く。）また規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。

※　ただし、メーカー・品番を明記している品の内、同等品可の記載がない品については同一品のみ納入可とする。

艤装、取付品等

番号	品名	規格等	数量	備考
1	散光式警光灯 ルーフ部	ウィレン製 ＦＶ６ＳＨ１２６０mm （永久保証）	１式	
2	赤色点滅灯（前） 連動型	ウィレン製　ＬＩＮ３ＢＲ （永久保証）	２個	フロントグリル部分
3	赤色点滅灯（後） 連動型	ウィレン製　Ｍ４ＦＣＲ （永久保証）	２個	
4	電子サイレンアンプ	大阪サイレン　ＴＳＫ－５１０１Ｖ （専用マイク付き）（同等品可）	１式	
5	シートレザー 加工	乗員席	１式	
6	無線一式移設	別途協議	１式	
7	塗装・記入文字	「６　塗装及び記入文字」　参照	１式	
8	フォグランプ	純正品	１式	
9	サイドバイザー	純正品、左右４ドア	１式	
10	ナンバーフレーム	純正品、フロント及びリヤ	１式	
11	マッドフラップ	純正品　赤	１式	
12	ＧＰＳナビゲーションシステム	純正品	１式	
13	バックカメラ	ナビゲーションシステム連動	１式	
14	ＥＴＣ車載器		１式	
15	ＡＣ／ＤＣインバーター	７００Ｗ	１式	
16	ルーフキャリア	天井部（純正品） アタッチメント式で取り外し可能	１式	
17	リアラダー	車両後部（純正品）	１式	
18	ドライブレコーダー	ユピテル　Ｑ－０１（同等品可）	１式	
19	フロントガードバー	ジャオス製　Ｂ１５０３０６Ａ （同等品可）	１式	

別表２　（予防査察車）

※　下表の規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。（ウィレン製除く）また規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。

※　ただし、メーカー・品番を明記している品の内、同等品可の記載がない品については同一品のみ納入可とする。

艤装、取付品等

番号	品名	規格等	数量	備考
1	散光式警光灯 ルーフ部	ウィレン製 ＦＶ６ＳＨ１２６０mm （永久保証）	１式	
2	赤色点滅灯（前）	ウィレン製　ＬＩＮ３ＢＲ （永久保証）	２個	フロントグリル部分
3	赤色点滅灯（後）	ウィレン製　Ｍ４ＦＣＲ （永久保証）	２個	
4	電子サイレンアンプ	大阪サイレン　ＴＳＫ－５１０１Ｖ （専用マイク付き）（同等品可）	１式	
5	シートレザー加工	乗員席	１式	
6	無線一式移設	別途協議	１式	
7	塗装・記入文字	「６　塗装及び記入文字」　参照	１式	
8	フォグランプ	純正品	１式	
9	サイドバイザー	純正品、左右４ドア	１式	
10	ナンバーフレーム	純正品、フロント及びリヤ	１式	
11	マッドフラップ	純正品　赤	１式	
12	ＧＰＳナビゲーションシステム	純正品	１式	
13	バックカメラ	ナビゲーションシステム連動	１式	
14	ＥＴＣ車載器		１式	
15	ＡＣ／ＤＣインバーター	７００Ｗ	１式	
16	ドライブレコーダー	ユピテル　Ｑ－０１ｃ（同等品可）	１式	
17	フロントガードバー	ジャオス製　Ｂ１５０３０６Ａ （同等品可）	１式	

別表３（指揮車）

※　下表の規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。また規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。

※　ただし、メーカー・品番を明記している品の内、同等品可の記載がない品については同一品のみ納入可とする。

積載品、付属品等

番号	品名	規格等	数量	備考
1	車輪止め	合成樹脂製	２個	
2	車載用消火器	自動車用ＡＢＣ６型粉末消火器	１本	
3	停止表示板	標準装備品	１基	
4	スペアタイヤ	標準装備品	１式	
5	スタッドレスタイヤ	ホイル付	４本	
6	タイヤチェーン（ゴムタイプ）	本車両用	１式	
7	自動車用工具	標準装備品	１式	
8	保安煙筒	標準装備品	１式	
9	ブースターケーブル	ケーブル長さ３．５m以上	１本	
10	サンバイザー	純正品	１式	
11	予備キー	（計３個）	２個	
12	フロアマット	純正品、全座席	１式	
13	デスク	ロゴス書けるんデスク・タフダイニング 耐加重７０ｋｇ以上 展開時 幅１２００mm×奥行６００mm×高さ７００／３８０mm 収納時 幅６００mm×奥行６００mm×高さ７０mm 同等品可	１個	
14	のぼり旗（ポール付）	４５０mm×１５００mm 「現場指揮本部」と記載	１個	
15	テント	ＥＺＵＰテント 型番　ＤＭＪ２９-１８-Ｐ サイズ　２９００mm×２９００mm	１個	

		収納サイズ ２００mm×２３０mm×１３００mm 同等品可 名入り　「東広島市消防局」		
16	投光器	ＬＰＲ－Ｓ５０Ｌ－3ＭＥ　ＬＥＤ 同等品可	２個	
17	コードリール	ＳＳ-３０ 同等品可	１個	
18	発電機	ホンダ　ＥＵ９ｉ 同等品可	１個	
19	メガホン	かるーいホン　ＴＤ-５０３Ｒ 同等品可	１個	
20	延長コード（ＵＳＢ差込口付）	ＵＳＢ：２口 ２口コンセント：６口	１個	
21	ＲＶボックス（防水）	幅７８．５mm×奥行３７mm×高さ３２．５mm	２個	
22	ルーフネット	車両純正品	１個	
23	タイイングベルトセット	車両純正品	１式	
24	のぼり旗スタンド	のぼり旗対応		ルーフキャリアに取り付け式

別表４（予防査察車）

※　下表の規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。また規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。

※　ただし、メーカー・品番を明記している品の内、同等品可の記載がない品については同一品のみ納入可とする。

積載品、付属品等

番号	品名	規格等	数量	備考
1	車輪止め	合成樹脂製	２個	
2	車載用消火器	自動車用ＡＢＣ６型粉末消火器	１本	
3	停止表示板	標準装備品	１基	
4	スペアタイヤ	標準装備品	１式	
5	スタッドレスタイヤ	ホイル付	４本	
6	タイヤチェーン（ゴムタイプ）	本車両用	１式	
7	自動車用工具	標準装備品	１式	
8	保安煙筒	標準装備品	１式	
9	ブースターケーブル	ケーブル長さ３．５m以上	１本	
10	サンバイザー	純正品	１式	
11	予備キー	（計３個）	２個	
12	フロアマット	純正品、全座席	１式	

別紙１

東広島市消防局エンブレムステッカー仕様書

この仕様書は、東広島市消防局（以下「本市」という。）が発注するエンブレムステッカーについて定める。

第１　総則

１　入札者は、入札前に本仕様書を熟知し、入札すること。

２　本仕様書の疑義については、本市担当者の指示によること。細部については、本市担当者が別に指示することがあるが、本仕様書に記載されていない部分についても必要があると認められる部分については、本市担当者の承諾を得ること。

３　量産にかかる前に製作見本を本市に提出し、承認を受けること。その際製本見本を数点指示する場合がある。

４　製品完成の際は、本市の指示によって検査を受け、手直しの必要がある場合は指定の日時までにこれを完了すること。

第２　種類

ステッカーの寸法は次のとおりとする。

種　別	サイズ	車　両
ステッカー（中）	タテ 20.0 ㎝ ヨコ 18.0 ㎝	中型車以下

第３　デザイン（不明な点があれば、本市担当者と協議すること。）

東広島市消防吏員の服制に関する規則（平成 17 年東広島市規則第 48 号）別表に定めるエンブレム（以下「エンブレム」という。）とする。

ステッカー内の東広島市の市章は、東広島市の市章、市旗（昭和４９年告示第３５号）に基づき、作成すること。

【見本】